会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第 2446 号
令和４年３月２５日

郡市医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　丸　木　雄　一）

新型コロナ後遺症（罹患後症状）の外来診療に係る
医療機関の募集の継続について

新型コロナウイルス感染症対策につきまして、多大なるご協力を頂き有難うございます。

標記につきまして、第１次募集を３月 21 日とさせていただき、１２５機関よりお申し出をいただきましてありがとうございます。現在４月１日に埼玉県のホームページへの公表に向けて準備をしております。

今後は、オミクロン株による後遺症についての検討も踏まえ、先生方には、より一層本事業へのご参加の申し出を頂くことをお願い申し上げます。

担　当：業務Ⅰ課　石田
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

春加八潮医師会
収受
4.3.29
第 1397 号

保政第１７９５－１号
令和４年３月２５日

一般社団法人　埼玉県医師会
会長　　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　　関本　建二

新型コロナウイルス感染症の後遺症（罹患後症状）外来を実施する医療機関の募集継続について

日頃、本県の新型コロナウイルス感染症対策に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和４年３月４日付け保政第１６２６号において、令和４年４月以降、新型コロナウイルス感染症の後遺症（以下「後遺症」と言います。）の外来診療を行い、埼玉県のホームページへの公表に同意していただける医療機関を募集したところ、３月２２日までに１２５もの医療機関から、御同意いただきました。多くの医療機関の御協力に心より感謝申し上げます。

つきましては、本日以降も引き続き、御同意いただける医療機関の募集を継続しております。詳細は、下記のとおりですので、前向きに御検討くださいますよう、貴会会員医療機関に御周知いただきますようお願い申し上げます。

記

１　後遺症外来を実施する医療機関の申出方法

後遺症外来を実施し、公表に同意いただける場合は、埼玉県電子申請システムにおいて申出いただき、公表内容をご登録いただきますようお願いいたします。

電子申請システムの利用方法は、県ホームページに掲載しております、【電子申請システムの回答マニュアル】をご覧ください。

掲載先
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/kouisyou.html

2　新型コロナ後遺症（罹患後症状）診療の指針のための症例集について

現在、県ホームページに症例集を掲載しております。各診療科の典型的な症例等も掲載しておりますので、是非ご覧いただき、診療を行うか否か御検討いただく際の参考にしていただければと思います。

3　医療機関名の公表

公表は令和４年４月１日から県のホームページにて開始する予定です。

また、埼玉県医師会会員医療機関については、埼玉県医師会のホームページにも公表いたします。

つきましては、お申し出いただいた医療機関には、可能な限り４月１日の公表までに後遺症患者の診療を始めていただきたいと考えております。

諸事情により、４月１日より診療開始が遅れる場合は、電子申請の備考欄に御記入ください。

4　４月以降の診療の流れについて

４月以降の診療の流れは別紙のとおりです。

担　当　新型コロナウイルスワクチンチーム
電　話　０４８－８３０－７５０６
メール　a7500-02@pref.saitama.lg.jp

令和４年４月以降の後遺症外来　受診の流れ

後遺症を疑う症状に困ったら、４月以降は診療できる後遺症外来を検索して直接受診できます

（受診の流れ）



◎後遺症を疑う症状に困ったら

まずは、県・県医師会のホームページへ

①**チェックシート**で
受診するか判断



- ✓ **受診すべきか**どうかの目安がわかる
- ✓ **受診すべき診療科**がわかる

②かかりつけ医などで受診できない場合には、
後遺症外来をリストから検索



- ✓ **診療科ごと、地域ごとに医療機関をリストアップ**

地域の医療機関で対応が難しい場合は、通常の病院とのネットワークの中で地域の拠点となる病院に紹介

※　従来の７医療機関９診療科への紹介制度は終了します



チェックシートを持参

③後遺症外来を直接受診



症例集を活用し、
地域の医療機関で診療

新型コロナ後遺症受診チェックシート

R3.9.22版

○ **後遺症の元となる新型コロナウイルス感染症について**（それぞれの項目の日付を御記入ください。不明な場合はわかる範囲で御記入ください。）

検査日（検体を採取した日）		陽性判明日（検査結果が出た日）		療養終了日（行動制限の解除日）	

○ **後遺症が疑われる症状について**

	主な症状	受診先となる近隣の医療機関の診療科	症状の程度（スコア） 日常生活への支障が出始める基準を３として、その度合いの強弱を５段階から選んでください。 支障の度合いが弱い　日常生活に支障が出始めている　支障の度合いが強い	症状が継続している期間 症状が、概ねいつごろから始まったか記入し、そこから現在まで約何週間続いているかご記入ください 例）7月上旬から12週間
A	息苦しさ 咳 動悸	内科	1 □　2 □　3 □　4 □　5 □	□ 月の 上・中・下 旬ごろから約 □ 週間
B	だるさ・倦怠感 頭痛 体がふわふわするめまい	内科	1 □　2 □　3 □　4 □　5 □	□ 月の 上・中・下 旬ごろから約 □ 週間
C	不眠 気分の落ち込み 思考力の低下	精神科 心療内科	1 □　2 □　3 □　4 □　5 □	□ 月の 上・中・下 旬ごろから約 □ 週間
D	頭髪の脱毛 その他の皮膚症状	皮膚科	1 □　2 □　3 □　4 □　5 □	□ 月の 上・中・下 旬ごろから約 □ 週間
E	目がぐるぐる回るめまい 嗅覚障害 味覚障害（口・喉の違和感）	耳鼻咽喉科	1 □　2 □　3 □　4 □　5 □	□ 月の 上・中・下 旬ごろから約 □ 週間

次の全ての項目に☑がついたら、症状に合わせた近隣の医療機関の受診を御検討ください。

- □ **後遺症の元となる新型コロナウイルス感染症の療養期間が既に終了している。**
- □ **もっとも気になる症状のスコアが３以上（日常生活に支障が出始める程度）になっている。**
- □ **スコアが３以上の症状が、４週間以上継続している。**